

講義録レポート

講義録コード

06-16-9-101-08

講 座	社会保険労務士	科目①	その他無料公開セミナー
目標年	2016年合格目標	科目②	
コース	先取り年金法改正セミナー	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途			

収録日	2016 年 2 月 22 日		
講師名	高橋 眞幸 先生	板書 枚数	1 枚 ※レポート 含まず
		補助レジュメ 枚数	8 枚
		その他 ()	枚

配布教材	先取り年金法改正セミナー レジュメ (8枚)
備考	

社会保険労務士 講義録

コース・講義等

先取り年金
法改正セミナー

科目

その他
無料公開セミナー

回数

/

配布物

- ★ テ ス ト 類 : [
- ★ その他の配布物 1 : [
- ★ その他の配布物 2 : [

講師

高橋(美)先生

黒 板 内 容

例)

1/31退職

改正前

2/1 → 3/1 3月改定

改正後

1/31 → 2/29 2月改定

市役所勤務
(15年)

会社勤務
(10年)

全国市町村職員
共済組合連合会
が裁定・支給

厚生大臣が
裁定・支給

2月22日（月）19：00より

渋谷校実施

先取り年金 法改正セミナー

担当講師：高橋眞幸講師

（上級本科生 Fast「労働関係科目」

担当講師）

1

国民年金法の主要改正内容

1 年金事業運営改善法による改正

1 全額免除申請の受託制度

- (1) 被保険者の手続上の負担を軽減し、全額免除等の申請の機会を拡大する観点から、
指定全額免除申請事務取扱者（全額免除申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であって、厚生労働大臣が当該者からの申請に基づき指定するもの）が全額免除要件該当被保険者等（全額免除の要件に該当する被保険者又は被保険者であった者）の委託を受けて、全額免除要件該当被保険者等に係る全額免除申請をすることができることとされた。
- (2) 指定全額免除申請事務取扱者が委託を受けてから申請書を提出するまでの間に生じた事由により、委託を行った全額免除要件該当被保険者等に不利益が生じないよう、全額免除要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に全額免除申請の委託をしたときは、当該委託をした日に、全額免除申請があったものとみなすこととされた。
- (3) 上記の指定全額免除申請事務取扱者は、納付猶予要件該当被保険者等（若年者納付猶予制度の要件に該当する被保険者又は被保険者であった者）の委託を受けて、納付猶予要件該当被保険者等に係る納付猶予申請を行うこともできる。

2 後納保険料の納付

保険料納付機会の拡大を図り、無年金・低年金の防止を図るため、平成 27 年 9 月までの後納制度に代わって、過去 5 年間の保険料を納付することができる新たな後納制度が創設された（平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの時限措置）。

3 特定事由に係る保険料の納付の特例等

被保険者等は、特定事由（国民年金法その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったこと又はその処理が著しく不当であることをいう。）により保険料を納付することができなくなったと認められる期間を有するとき等は、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができるものとされる。また、この場合

において、厚生労働大臣の承認があったときは、当該期間について特例保険料（各月の保険料に相当する額の保険料をいう。）の納付を可能とする等の措置が講じられる。

4 特定付加保険料の納付

平成 26 年 4 月 1 日前においては、付加保険料を納付する者となったものが付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に付加保険料を納付する者でなくなる旨の申出をしたものとみなされていた。年金機能強化法による改正により、同日以後このみなし規定は廃止されたが、改正前にこのみなし規定により付加保険料を納付する者でなくなる旨の申出をしたものとみなされた者については、厚生労働大臣の承認を受け、このみなし規定の適用を受けなければ付加保険料を納付する者となった期間（承認の日の属する月前 10 年以内の期間に限る。）の各月につき、当該各月の付加保険料に相当する額の保険料（特定付加保険料）を納付することができることとされた（平成 28 年 4 月 1 日から起算して 3 年を経過する日までの間の措置）。

2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（一元化法）による改正

後述の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民年金法においても必要な文言整理や、厚生年金保険法と共通の通則事項の改正※が行われている。

※ 厚生年金保険法の主要改正**1** **3**(2), (3) 参照

3 不服申立て制度の見直し

行政不服審査制度の見直しに合わせ、国民年金法における不服申立てに係る規定が改正され、「審査請求に係る不服申立て期間の延長（60 日→3 か月）」（使いやすさの向上）や「給付に関する処分等における二重前置の一重化」（不服申立前置の見直し）等が行われている。

2

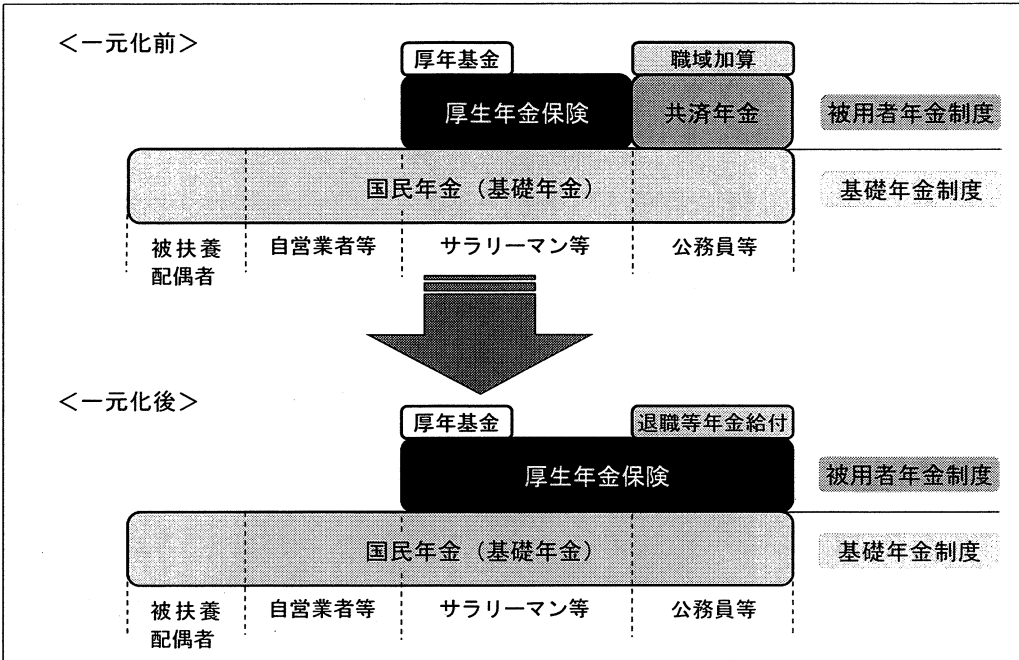
厚生年金保険法の主要改正内容

1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（一元化法）による改正

改正の概要	
(1)	厚生年金保険に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金保険に統一する。
(2)	厚生年金保険事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。
(3)	共済年金と厚生年金保険の制度的な差異については、基本的に厚生年金保険に揃えて解消する。
(4)	共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金保険の保険料率(上限18.3%)に統一する。
(5)	共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。公的年金としての3階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。

1 被用者年金制度の一元化

従来は、民間企業に勤めている者は厚生年金保険に、公務員等は共済組合に加入するかたちとなっていたが、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、いわゆる2階部分の年金は厚生年金保険に統一されることとなった。



2 被保険者の種別及び実施機関

厚生年金保険の被保険者は、次表の通り4つの種別に分けられた。また、一元化法施行後の記録の管理、適用・徴収業務に関する事務は、厚生年金保険の被保険者期間とみなされる過去の共済組合等の加入期間を含め、それぞれの区分ごとに、従来通り各実施機関が行うこととなった。

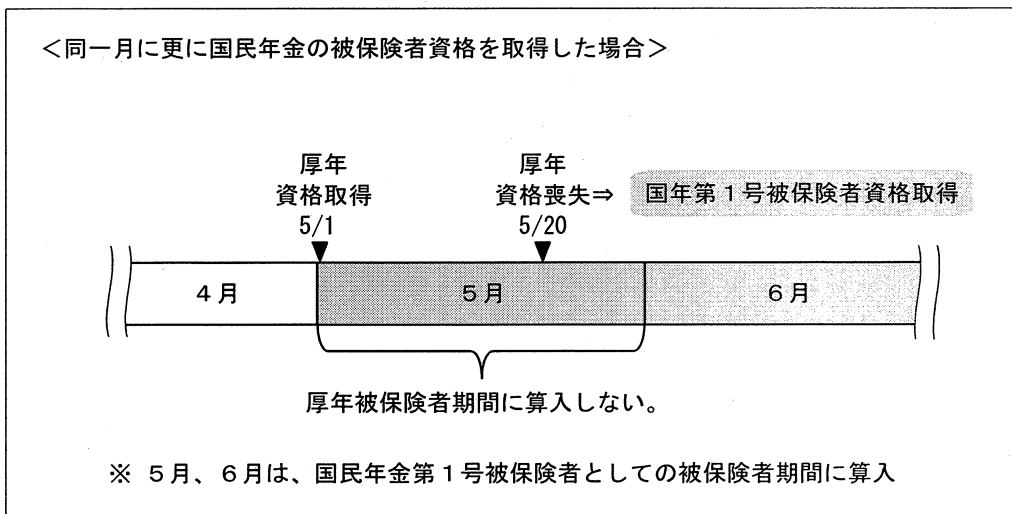
一元化法施行前	一元化法施行後の被保険者の種別	実施機関
厚生年金保険の被保険者	第1号厚生年金被保険者	厚生労働大臣
国家公務員共済組合の組合員	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
地方公務員等共済組合の組合員	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
私立学校教職員共済制度の加入者	第4号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

③ 制度間差異の解消等に伴う改正箇所

「共済年金を厚生年金保険に揃えるかたちで制度間差異を解消する事項」と「厚生年金保険を共済年金に揃えるかたちで制度間差異を解消する事項」とがあるが、ここでは、後者に係る主な改正箇所を挙げる。

(1) 被保険者期間の計算

厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月に当該資格を喪失し、更に当該資格と種別が異なる厚生年金保険の被保険者の資格又は国民年金の被保険者(国民年金の第2号被保険者を除く。)の資格を取得した者については、厚生年金保険の被保険者期間に当該月が算入されないこととされた。



(2) 保険給付の受給権の裁定又は年金額の改定時における端数処理【国年法と共通】

保険給付の受給権の裁定又は年金額の改定時に生ずる端数処理の単位が、従来の100円単位(100円未満四捨五入)から1円単位(1円未満四捨五入)となった。

(3) 2月支払の年金の加算【国年法と共通】

年金の支払期月ごとの支払額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、また、これにより毎年3月から翌年2月までの間において切り捨てた金額の合計額については、2月の支払期月の年金額に加算するものとされた。

(4) 老齢厚生年金の退職改定の時期

これまで、退職改定は、資格喪失日から起算して1月を経過した日の属する月から行われていたが、退職等をした日から起算して1月を経過した日の属する月から行われることとなった。

(5) 在職老齢年金（高在老・低在老）

① 適用対象者の拡大

国会議員又は地方公共団体の議会の議員にも適用されることとなった。また、これまで、昭和12年4月1日以前生まれの者は、経過措置により、70歳以上であっても高在老による在職支給停止は行わないとしていたが、すべての70歳以上の者について適用されることとなった。

② 支給停止の時期

これまで、月末に退職した者の在職支給停止については、資格喪失日が翌月1日となることから、退職の翌月分まで在職支給停止となっていたが、月末に退職した者が、資格喪失日から起算して1月経過するまでに再度厚生年金保険の資格を取得しなかった場合には、退職月の翌月分の年金について在職支給停止を行わないこととされた。

4 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の取扱い

2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の取扱いについて、主なものを挙げると次の通りである。

(1) 老齢厚生年金の支給要件及び年金額

老齢厚生年金の支給要件については、第1号～第4号の各号の厚生年金被保険者期間ごとに判定する。また、年金額の計算については、各号の厚生年金被保険者期間ごとに分けて行う。

なお、特別支給の老齢厚生年金の支給要件の1つである「1年以上の被保険者期間を有すること」については、各号の厚生年金被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算した上で判定する。

(2) 老齢厚生年金の加給年金額の加算要件

加給年金額の加算要件の1つである「年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上あること」については、各号の厚生年金被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算した上で判定する。

(3) 老齢厚生年金の支給の繰上げ・繰下げ

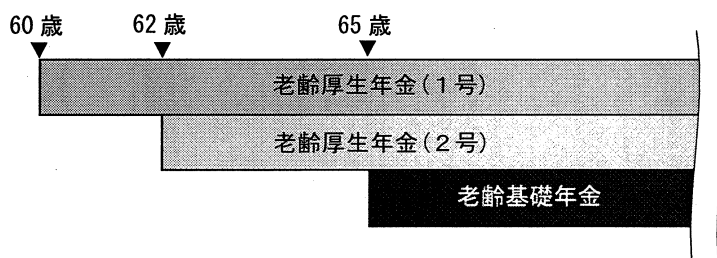
2以上の種別の被保険者であった期間を有する者が、老齢厚生年金の支給繰上げの請求を行う場合においては、当該2以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間のうち一の期間に基づく支給繰上げの請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての支給繰上げの請求と同時にに行わなければならない。支給繰下げの申出についても同様。

(4) 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

特別支給の老齢厚生年金の定額部分及び報酬比例部分の支給開始年齢の引上げスケジュールについては、従来からの厚生年金被保険者である第1号厚生年金被保険者の女子は、男子の5年遅れとなっているが、第2号～第4号厚生年金被保険者の女子は、一元化前の退職共済年金と同様に、男子と同時期とされた。

<昭和31年4月2生まれの女子※に支給する老齢厚生年金等のイメージ>

※ 第1号厚生年金被保険者期間と第2号厚生年金被保険者期間を有するものとする。



5 保険料率の経過措置

第1号厚生年金被保険者に係る保険料率は、平成29年9月に1000分の183となるが、第2号・第3号厚生年金被保険者に係る保険料率は平成30年9月に、第4号厚生年金被保険者に係る保険料率は平成39年4月（一定の経過措置あり）に、それぞれ1000分の183となるよう毎年度一定の率の引上げが行われる。

2 不服申立て制度の見直し

前述の国民年金法とおおむね同様の改正が行われている。